

広報つわの広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津和野町広告料収入事業実施要綱(平成19年津和野町告示第61号。以下「要綱」という。)第11条の規定に基づき、本町が作成する広報つわのに対する広告物の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広報つわのに掲載する広告物は、津和野町広告料収入事業広告掲載基準(以下「基準」という。)に適合するものでなければならない。

(広告掲載に係る印刷物)

第3条 広報つわのに掲載を行う広告物の位置、枠数等は、別表のとおりとする。

(広告主の募集及び広告掲載の申込み)

第4条 広告主等(要綱第4条第1項に規定する広告主等をいう。以下同じ。)の募集は、町長が広報つわのの発行状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定のうえ、町広報又は町ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

2 広告主等は、津和野町広告料収入事業広告掲載申込書(様式第1号)により、町長に申し込むものとする。

(広告物の制作及び経費負担)

第5条 広告主等は、広告物の版下原稿を基準及び別表に従って制作し、町長に提出するものとする。

2 広告物の版下原稿の制作に係る経費は、広告主等がこれを負担するものとする。

(広告掲載の承諾)

第6条 町長は、第4条第2項の規定により申込書の提出を受けたときは、同条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を決定し、その結果を広告主等に広告掲載承諾(不承諾)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載の承諾の取消し)

第7条 要綱第9条に規定する町長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告掲載料が町長の定める日までに納付されないとき。

(2) その他町長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告主等は、書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。

(広告掲載料の還付)

第9条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

(別表)

掲載位置	広告の掲載位置は、町が指定した位置とする。
掲載期間	広告の掲載期間は、1号単位とする。なお、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。
掲載規格	掲載する広告は、1枠につき縦4.5cm×横8.5cmとする。ただし、同一ページの隣り合う2つの枠を1枠の広告とすることができる。
掲載募集枠等	募集は、最大20枠とする。
広告掲載料	広告掲載料は、1枠1号あたり5,000円(町外8,000円)とする。ただし、掲載規格のただし書きの規定による広告は、2枠1号あたり10,000円(町外16,000円)とする。なお、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。
優先掲載順位	広告の掲載は、公共性の高いもの、地域性の高いものを優先的に掲載するものとし、その優先掲載順位は次のとおりとする。 (1)国、政府関係機関、地方公共団体に類するもの 公社、公団、事業団、政府関係機関、独立行政法人、国や地方公共団体と密接な関係を持って運営される公益法人等 (2)私企業のうち公共性の高いもの 電力、運輸(鉄道、バス)、通信、放送、各種銀行、信用金庫、信用組合のほか、政府や地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業 (3)町内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者又は商店会などの連合体 (4)その他町長が適当と認めるもの (5)同順位の中では掲載希望月数の多いものを優先する。 (6)同順位の申込希望者が多数の場合は、抽選で決定する。